
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	金融保証契約の発行者側の取扱い（金融保証契約の定義及び測定 の取扱い）

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 491 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 21 日開催）及び第 190 回金融商品専門委員会（2022 年 11 月 2 日開催）（以下「第 491 回企業会計基準委員会等」という。）「金融保証契約の発行者側の取扱い」において事務局提案した IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の金融保証契約に関する定め（本資料別紙第 3 項、第 6 項及び第 7 項参照）について改めて ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

なお、ステップ 3 は「ステップ 2 の予想信用損失モデルを選択した銀行等金融機関」に焦点を当てて検討を行うこととしているため、ステップ 4 を採用する金融機関及び一般事業会社については、それぞれステップ 4 及びステップ 5 で改めて検討する。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 491 回企業会計基準委員会等において、ASBJ 事務局は、金融保証契約に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れ、国際的な比較可能性の確保を図る提案をおこなった¹。
3. 第 491 回企業会計基準委員会等では、金融保証契約を予想信用損失モデルの適用対象とすることについては大きな異論は聞かれなかった。一方、金融保証契約の定義や測定に関する IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れるか否かについては慎重な議論が必要であるとの意見が聞かれた。また、金融保証契約の残高と予想信用損失

¹ なお、第 491 回企業会計基準委員会等においては、収益の認識方法の定めを取り入れる場合、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）においては金融商品に係る取引を適用範囲に含めていないため、現行の日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の定めを修正して対応することが考えられるとしていた。また、銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）及び保険業法施行規則（平成 8 年大蔵省令第 5 号）（以下「銀行法施行規則等」という。）別紙様式で定められている、銀行等金融機関における支払承諾及び支払承諾見返勘定に関連する取扱いは、会計基準外の法令に基づくものであるため、分析の対象外としていた。

を比較することに関して、銀行等金融機関は前受保証料の残高と貸倒引当金を別個のシステムで管理していることから、両者のデータを一対一で対応させて紐付けることは実務上困難であるという意見が聞かれた。

4. そのため、本資料においては、金融保証契約を予想信用損失モデルの適用対象とすることを前提として、次の点に関して ASBJ 事務局の追加的な分析及び提案を示している²。
 - (1) 金融保証契約の定義
 - (2) 金融保証契約の測定
 - (3) 金融保証契約の残高と予想信用損失との比較
5. なお、IFRS 第 9 号及び日本基準における会計基準の定めについては、第 491 回企業会計基準委員会等で示した内容と同様であるため、別紙に記載している。

III. ASBJ 事務局の分析及び対応案

(金融保証契約の定義に関する分析)

6. 本資料別紙第 3 項に記載のとおり、IFRS 第 9 号では、金融保証契約を「特定の債務者が負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失を補償するために当該保有者に対して所定の支払を行うことを、契約発行者に要求する契約」と定義している。
7. 一方、現行の日本基準では、本資料別紙第 13 項に記載のとおり、会計基準上は定義についての定めはなく、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（以下「監査・保証実務指針第 61 号」という。）において、「債務保証とは、主たる債務者が債務を履行しない場合に、保証人が当該債務を履行する責任を負うことを契約することによって債権者の債権を担保するものである。」と定義されている。
8. これらの定義を比較すると、表現は一部異なるものの、特定の債務者が所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失を補償するために当該保有者に

² なお、銀行法施行規則等に基づく定め取扱いについては、今回開発する金融資産の減損に関する会計基準外の法令で別個に定められるものであり、基本的に会計基準を開発する上で考慮することは難しいことが多いものと考えられるため、検討の対象外とする。

対して所定の支払を行う契約を指す点については概ね一致していると考えられる。

9. 内容的に概ね一致していることを踏まえ、国際的な比較可能性の確保を重視し、今回の減損プロジェクトにおける対応の一環として IFRS 第 9 号の金融保証契約の定義を取り入れることが考えられる。その場合には、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）に金融保証契約の定義を追加することになる。
10. 前項のとおり、今回の金融資産の減損に関する会計基準の開発のプロジェクトにおける対応の一環として IFRS 第 9 号の金融保証契約の定義を取り入れた場合、追加的に次の事項について検討が必要となると考えられる。そのため、次項以降でそれぞれ検討を行う。
 - (1) 経営指導念書等の取扱い
 - (2) 履行保証の取扱い
 - (3) 保険契約との区分

経営指導念書等の取扱い

11. 監査・保証実務指針第 61 号では、保証予約や（法的効力が債務保証と同様と認められる）経営指導念書等を対象として取り扱うとされており、記載内容に基づく法的効力が保証契約又は保証予約契約と同様と認められる経営指導念書等の差し入れについては、債務保証又は保証予約の取扱いに準ずるものとされている。この点については IFRS 第 9 号では定められていないが、我が国における過去の経緯を踏まえ、監査・保証実務指針第 61 号において当該定めを維持することが考えられる³。

履行保証の取扱い

12. 第 491 回企業会計基準委員会等では履行保証について言及する意見が聞かれた。この点、我が国の銀行等金融機関が取り扱っている履行保証については多種多様な契約があると考えられ、各履行保証が IFRS 第 9 号の金融保証契約の定義に合致するか否かは実態に応じて判断すべきと考えられる。そのため、会計基準においては履行保証に関して特段触れないことが考えられる。

³ これに対して、IFRS 第 9 号の金融保証契約の定義を取り入れた場合、監査・保証実務指針第 61 号における債務保証引当金の会計処理と表示に関する記載については削除することを想定している。

保険契約との区分

13. 金融保証契約の定義は、特定の種類の保険契約にも当てはまる場合がある。この点、IFRS 第9号では、金融保証契約は移転されるリスクが重要である場合にはIFRS 第17号「保険契約」（以下「IFRS 第17号」という。）の保険契約の定義に該当する場合があるが、発行者はIFRS 第9号を適用するとされている（IFRS 第9号第B2.5項(a)）⁴。これに対応してIFRS 第17号では、金融保証契約を範囲外としている（IFRS 第17号第7項(e)）。
14. 一方、我が国において、金融商品実務指針及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関するQ&A」（以下「金融商品会計Q&A」という。）では、保険会社が扱う、保険者が特定の事故の発生によって生ずる損害額等（損害保険又は生命保険）を通常保険金支払の形で填補することを約する一方、保険契約者が保険料の支払義務を負う保険契約は、金融商品会計基準の対象外とされている（金融商品実務指針第13項及び金融商品Q&A Q2）。また、ASBJ及び企業会計審議会が公表している会計基準にはIFRS 第17号に相当する基準はなく、保険業法（平成7年法律第105号）において保険会社を取り扱う保険契約について定められており、他の債務保証については、銀行法施行規則等別紙様式の定めに従い会計処理されていると考えられる。
15. このため、IFRS 第9号の金融保証契約の定義を取り入れたとしても、保険契約との区分について特段の対応は不要と考えられる。

（金融保証契約の測定）

16. 本資料別紙第6項に記載のとおり、IFRS 第9号では、発行者は金融保証契約の契約当初に公正価値で認識するとし、反証がない場合には、受け取ったプレミアムにほぼ等しくなるとされている（IFRS 第9号B2.5項(a)）。そのため、市場において一般的な料率で契約を締結している限りにおいては、前受保証料が公正価値とみなされる。

⁴ ただし、金融保証契約の定義に該当する場合であっても、その発行者が、そのような契約を保険契約とみなすと以前に明言しており、保険契約に適用される会計処理を使用している場合、発行者は、IFRS 第17号又はIFRS 第9号のいずれかの適用を選択できるとされている（IFRS 第9号B2.5項(a)）。

17. 一方、日本基準では、保証料は、受取保証料又は支払保証料として収益又は費用に計上し、期末には発生主義に基づき未収若しくは前受け又は未払若しくは前払を計上するとされている（金融商品実務指針第137項）。
18. 我が国の実務においては、前受で保証料を収受しているケースが多いと考えられることから、IFRS第9号における会計処理と日本基準における会計処理は原則として同じになると考えられる。一方、後払いの契約の場合は、未収保証料と金融保証契約とを総額で認識する会計処理と純額で認識する会計処理が考えられるが、いずれにしても実務上対応が困難な変更とまでは言えないと考えられる。
19. 前項までの分析を踏まえ、金融保証契約の契約当初に公正価値で認識とするIFRS第9号の定めを取り入れることとしてはどうか。

(金融保証契約の残高と予想信用損失との比較)

20. 本資料別紙第7項に記載のとおり、IFRS第9号では、損失評価引当金の金額と当初認識額から収益認識累計額を控除した金額のいずれか高い額で測定することが求められている。一方、日本基準では、債務保証に係る残高と債務保証引当金を紐付けることなく、それぞれ別個に会計処理されている。
21. IFRS第9号において損失評価引当金の金額と当初認識額から収益認識累計額を控除した金額のいずれか高い額で測定するということは、金融保証契約を締結することにより引き受けたリスクに対応するものとして受領する対価を超えて、予想信用損失が発生する場合にのみ、その超える金額を損失として認識することを意味すると解される。
22. それに対して、日本基準において債務保証に係る残高と債務保証引当金をそれぞれ別個に会計処理するということは、債務保証契約を締結することにより引き受けたリスクに対応するものとして対価を受領する保証料と、債務保証引当金の繰り入れを総額で認識することを意味すると解される。
23. 本資料第21項に記載した考え方と本資料第22項に記載した考え方について、いずれも考え方としては必ずしも否定されないと考えられる。そのため、国際的な比較可能性の確保の観点からIFRS第9号の定めを取り入れるとともに、会計方針の選択として金融保証契約と予想信用損失を別個に会計処理することができることとしてはどうか。

IV. ASBJ 事務局の提案

24. 本資料第 6 項から第 23 項までの事務局の分析を踏まえると、ステップ 3 では金融保証契約の発行者の会計処理としては、以下のとおり対応することが考えられるがどうか。
- (1) 今回の金融資産の減損に関する会計基準の開発のプロジェクトにおける対応の一環として IFRS 第 9 号の金融保証契約の定義を取り入れる。
 - (2) 金融保証契約の契約当初に公正価値で認識するとする IFRS 第 9 号の定めを取り入れる。
 - (3) IFRS 第 9 号の損失評価引当金の金額と当初認識額から収益認識累計額を控除した金額のいずれか高い額で測定する定めを取り入れつつ、会計方針の選択として金融保証契約と予想信用損失を別個に会計処理することができることとする。

ディスカッション・ポイント

本資料第 24 項の事務局の提案についてご意見を伺いたい。

以 上

別 紙

会計基準の定めの確認

1. 第 491 回企業会計基準委員会等で示した IFRS 第 9 号及び日本基準における会計基準の定めについて、次項以降に再掲している。

IFRS 第 9 号における定め**(適用範囲)**

2. IFRS 第 9 号では、金融保証契約についても予想信用損失モデルを適用することが要求されている (IFRS 第 9 号第 5.5.1 項)。金融保証契約を適用範囲に含める点について IFRS 第 9 号の結論の根拠では、金融保証契約のようなオフバランスのエクスポージャーは、すでに融資を引き出しているか否かという点で貸付金及び他のオンバランスのエクスポージャーと異なるが、同じ信用リスク管理アプローチ及び情報システムを用いて管理されていることが多いことなどから、これらは同様に予想信用損失を認識すべきとされている (IFRS 第 9 号 BC5.126 項)。
3. IFRS 第 9 号では、金融保証契約は、保証、信用状の一種、クレジット・デフォルト契約又は保険契約など法的形態には左右されず、IFRS 第 9 号の金融保証契約の定義である「特定の債務者が負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失を補償するために当該保有者に対して所定の支払を行うことを、契約発行者に要求する契約」を満たすものは、一般的なアプローチにより予想信用損失を見積ることが求められている (IFRS 第 9 号 B2.5 項)。
4. 前項の定義に基づいた場合、債務保証契約のほか、負債性金融商品の不払いをトリガーとして発生した損失を補償する支払承諾関連取引が含まれる一方、大型プラント輸出や建設工事などのプロジェクトの契約履行保証で工事不履行による損失に対する補償で、負債性金融商品の支払いに対する保証に該当しない契約は含まれないと考えられる。

(会計処理)

5. 本資料第 1 項から第 4 項で示した金融保証契約に該当する場合の具体的な会計処理について、IFRS 第 9 号では次項以降に記載のとおり定められている。

別 紙**契約の当初認識及び収益の認識**

6. IFRS 第 9 号では、発行者は金融保証契約の契約当初に公正価値で認識する必要があるが、反証がない場合には、受け取ったプレミアムにほぼ等しくなるとされている (IFRS 第 9 号 B2.5 項(a))。つまり、反証がない限り、ほとんどの場合において前受保証料が公正価値と同等として取り扱われる。その後、前受保証料について、サービスの顧客への移転に応じて収益を認識する (例：残存年数で償却する)。

当初認識以降の測定

7. 当初認識以降、発行者は金融保証契約を以下のいずれか高い方で測定することが求められる (IFRS 第 9 号 B2.5 項(a))。
- 予想信用損失に基づく減損の要求事項に従って算定した金額
 - 当初に認識した金額から、該当がある場合は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS 第 15 号」という。)に従って認識した収益の累計額を控除した金額 (通常は、前受保証料の残高となる。)

予想信用損失の認識及び測定

8. 金融保証契約について、企業は、債務者の債務不履行の場合にだけ保証している金融商品の条件に従って支払うことを要求されることから、金融保証契約におけるキャッシュ不足額は、発生した信用損失について保有者に弁済するための支払見込額から、企業が保有者、債務者又は他の者から受け取ると見込んでいる金額を控除したものとなる (IFRS 第 9 号 B5.5.32 項)。
9. また、金融保証契約の SICR の評価については、企業は所定の債務者が当該契約について債務不履行となるリスクの変動を考慮するとされている (IFRS 第 9 号 B5.5.8 項)。
10. 金融保証契約の予想信用損失を見積るべき期間については、企業が取消不能のコミットメントの当事者となった日を当初認識の日とみなし (IFRS 第 9 号第 5.5.6 項)、信用を供与する現在の契約上の義務を有している最長の契約期間まで予想信用損失を見積るべきとされている (IFRS 第 9 号 B5.5.38 項)。
11. さらに、金融保証契約に係る予想信用損失は、貨幣の時間価値及び当該キャッシュ・フローに固有のリスクについての現在の市場の評価を反映する割引率を適用して割り引かなければならない (ただし、リスクの考慮が、割引の対象となるキャッシュ不足額の調整ではなく割引率の調整によって行われている場合に限る。) (IFRS 第

別 紙

9号B5.5.48項)。

日本基準における定め**(適用範囲)**

12. 会計基準上は適用範囲についての定めはなく、監査・保証実務指針第61号では、注記⁵すべき債務保証の範囲として、通常の債務保証のほか、保証予約及び経営指導念書等が含まれるとされている（なお、経営指導念書等は標題によりその記載内容を画一的に判断できるものではなく、記載内容に基づく法的効力が保証契約又は保証予約契約と同様と認められる場合に限る。）（監査・保証実務指針第61号第2項）。
13. また、前項の債務保証、保証予約及び経営指導念書等（以下合わせて「債務保証契約等」という。）については次のとおり、定義及び保証契約の例示が挙げられている（監査・保証実務指針第61号第2項）。
 - 債務保証とは、主たる債務者が債務を履行しない場合に、保証人が当該債務を履行する責任を負うことを契約することによって債権者の債権を担保するものである。
 - 保証予約とは、将来において保証契約の成立を約束する契約のことであり、停止条件付保証契約、予約完結権行使型保証予約及び保証契約締結義務型保証予約が含まれる。
 - 経営指導念書等は、一般的に、子会社等が金融機関等から借入を行う際に、親会社等としての監督責任を認め、子会社等の経営指導等を行うことを約して金融機関等に差し入れる文書をいい、実務的には、経営指導念書、念書、覚書、レター・オブ・アウェアネス、キープウエル・レター等が該当する。

(会計処理)**注記及び債務保証引当金の認識**

14. 債務保証については、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じるものを除いて時価評価は行わず、監査・保証実務指針第61号によって処理するとされている（金融商品実務指針第137項）。
15. また、監査・保証実務指針第61号では、債務保証及び保証類似行為について、損

⁵ 財務諸表等規則第58条、同ガイドライン第58及び会社計算規則第103条第1項第5号において偶発債務がある場合にはその内容及び金額を注記することが求められている。

別 紙

失の発生の可能性の程度及び損失額の見積り可否に応じ、次のとおり取り扱うとされている。

監査・保証実務指針第 61 号（別表）

損失の発生の可能性の程度	損失額の見積りが可能な場合	損失額の見積りが不可能な場合
高い場合	<ul style="list-style-type: none"> 債務保証損失引当金を計上する。 	<ul style="list-style-type: none"> 債務保証の金額を注記する。 損失の発生の可能性が高いが損失額の見積りが不可能である旨、その理由及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する。（注）
ある程度予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> 債務保証の金額を注記する。 損失発生の可能性がある程度予想される旨及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する。 	<ul style="list-style-type: none"> 債務保証の金額を注記する。 損失発生の可能性がある程度予想される旨及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する。
低い場合	<ul style="list-style-type: none"> 債務保証の金額を注記する。 	<ul style="list-style-type: none"> 債務保証の金額を注記する。

（注）損失の発生の可能性が高く、かつ、その損失額の見積りが不可能な場合は、通常極めて限られたケースと考えられる。

したがって、主たる債務者が経営破綻又は実質的な経営破綻に陥っている場合には、必要額を債務保証損失引当金に計上することになる。

収益の認識

16. 収益認識会計基準は、金融商品に係る取引を適用範囲に含めておらず（収益認識会計基準第 3 項(1)）、債務保証契約に係る保証料の認識については、受取保証料又は支払保証料として収益又は費用に計上し、期末には発生主義に基づき未収若しくは前受け又は未払若しくは前払を計上するとされている（金融商品実務指針第 137 項）。
17. 前項の定めについて、実務上、発行者は、一般的に債務保証契約に係る保証料を前受で收受しており、期間に応じて収益を認識するケースが多いと考えられる。

別 紙

(銀行等金融機関における取扱い)

18. 我が国の銀行等金融機関における実務では、銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）及び保険業法施行規則（平成 8 年大蔵省令第 5 号）別紙様式の定めに従い、保証額を貸借対照表の資産及び負債に「支払承諾見返」勘定及び「支払承諾」勘定として両建てで表示している。また、金融検査マニュアル⁶において、「支払承諾見返」勘定が自己査定の対象とされていたことから、銀行等金融機関の実務では、通常、債務者区分に基づき評価性引当金として貸倒引当金が計上されている。
19. 前項の支払承諾見返に含まれる保証契約は、一般的に銀行等金融機関において業として行われている保証契約全てが含まれると考えられる（例：債務保証契約、信用状、履行保証契約）。

以 上

⁶ 金融検査マニュアル「資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「自己査定（別表 1）」（2019 年 12 月に廃止されている）。